

## 東みよし町広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 東みよし町資産への広告掲載は、新たな町の財源を確保するとともに、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報印刷物

イ 町のWEBページ

ウ 町の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 風俗営業等に該当する業種及びこれらに類似する業種

(2) 貸金業法に規定する貸金業

(3) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く)に関する業種

(4) インターネット異性紹介事業(出会い系サイト等)

(5) 特定商取引に関する法律に違反しているおそれのある事業者

(6) 医療法、薬事法等に抵触している事業者

(7) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者

(8) 各種法令に違反している事業者

(9) 社会問題を起こしている業種又は事業者

(10) 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない事業者

(11) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑によって公訴を提起された事業者

(12) 不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者

(13) その他広告として掲載することが不適當であると町長が認める業種及び事業者

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 占い又は運勢判断に関するもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 良好な景観又は風致を害するもの
- (10) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) 公衆に不快な印象又は危害を与えるもの
- (12) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (13) 町の事業の円滑な運営に支障を来たすもの
- (14) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (15) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (16) その他、広告として不適當であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載広告に関する基準は、当該広告媒体ごとに、別途定める。

(広告媒体の種類)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、次のとおりとする。

- (1) 町のWEBページ
- (2) 町の広報誌
- (3) 町のバス
- (4) データ放送

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告選定方法等)

第8条 広告募集方法、広告料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて別途定める。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は広告掲載の申込みを受理したときは、第4条及び第5条に基づき掲載の可否を決定し、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知する。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告の掲出に関して疑義が生じた場合は、その可否を審査するため、東みよし町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長は副町長を、副委員長は企画課長、委員は総務課長、住民(人権所管)課長、生涯学習(青少年所管)課長、産業課長をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第11条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企画課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。